

事務連絡  
令和3年8月26日

公益社団法人 日本バス協会 理事長 殿

国土交通省自動車局  
安全政策課長

「都道府県をまたぐ移動の自粛に向けた呼びかけについて」の周知について

緊急事態宣言発令等に伴う、バスターミナルにおける都道府県をまたぐ移動の自粛の呼びかけについては、4月26日付、5月10日付、5月17日付、5月24日付、5月31日付、6月18日、7月12日、8月2日付、8月6日付及び8月18日付事務連絡にて周知を依頼したところです。

第75回新型コロナウイルス感染症対策本部において、緊急事態措置の区域については、北海道、宮城県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、岡山県及び広島県を追加し、その実施期間を8月27日から9月12日までとし、まん延防止等重点措置の区域については、高知県、佐賀県、長崎県及び宮崎県を追加し、その実施期間を8月27日から9月12日までとすることが決定されました。あわせて、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されました。

つきましては、緊急事態措置を実施すべき区域である都道府県(北海道、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県、沖縄県)、まん延防止措置の対象区域である県(福島県、富山県、石川県、山梨県、香川県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県)及びそれ以外の県において、引き続き別添の方針に則りバスターミナルにおける呼びかけを実施していただきたく、貴会におかれては傘下会員へ周知をお願いします。

(別添) 都道府県をまたぐ移動の自粛に向けた呼びかけについて